

障害種別設置状況及び児童生徒数

(平成21年5月1日)

障害種別	市町村	設置 学校数	設置 教室数	児童生徒数		
				自校通級	他校通級	
言語障害	高知市	2	5	80	8	72
	土佐市	1	1	10	4	6
LD・ADHD	高知市	2	2	21	2	19
	南国市	1	1	4	4	0
	香南市	1	1	5	5	0
合計		7	10	120	23	97

通級による指導とは

- 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、小・中学校において通常の学級でほとんどの授業を受けながら、障害の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものである。
- 「通級による指導」の対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等である。
- 「通級による指導」では、障害の状態の改善・克服を目的とする「自立活動」及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行う。
- 「通級による指導」の授業時数は、「自立活動」及び「教科指導の補充」を併せて週1～8単位時間程度を標準とする。学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）の児童生徒については、月1単位時間程度の指導を下限とする。

